

第3期 平成29年度 新宿区多文化共生まちづくり会議 第3回住宅部会 議事概要

日 時 平成29年9月7日（木）9:30～11:30

場 所 区役所本庁舎6F 第4委員会室

出席委員 稲葉委員、渡邊委員、張委員、金（相）委員、高委員、イーイーミン委員、シュレスタ委員、盛委員、李委員、澤田委員 10名

欠席委員 毛受委員、江副委員、平野委員、植木委員、竹内委員、船山委員 6名

- 1 開会
- 2 前回部会の振り返り
- 3 住宅に関する課題解決のための具体策の個別検討

○東京都宅地建物取引業協会新宿支部の澤田委員より「住み替え相談」「住み替え促進店」についての説明を受けた。

○部会長より「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」と「借地借家法」についての説明を受けた。

- ・空き家活用について自治体にある程度の裁量を与えるとの新聞報道を見た。行政の主導で空き家をシェアハウスにして、外国人に入居を促すのはどうか。
- ・外国人に貸したくない大家は国籍を気にしているのではなく、外国人に貸したときにトラブルを経験しているか、トラブルを警戒しているので、それを払拭せねばならない。
- ・留学してきたばかりのときに、学校で警視庁の交通安全DVDを観た。文字ではなく視覚的に観た方がわかりやすいので、住まいに関することも映像で作ってはどうか。
- ・国内の日本語学校は、現地の日本語学校を提携している場合が多いので、そのルートを使って来日前に情報提供することは可能かもしれない。
- ・外国人が入居差別を受けるケースは、単身者が多いのではないか。
- ・1人が先に来日して、その後家族を呼び寄せたり、結婚して子どもが生まれたり、家族で暮らす外国人も多くいるため、議論の対象は単身者に絞らないようにしたい。
- ・映像作成はDVDにこだわる必要はない。映像を作って、Youtubeで公開した方が効果がある。
- ・外国人社員を雇う不動産屋が増えてきた。どの国籍の外国人社員がいるか、どの言語の対応ができるのかを、外国人が不動産屋に入りやすくなるための掲示物に表示すると良い。
- ・協力リストは不動産屋だけでなく、保証会社のものもあると仲介業者としては便利である。
- ・賃貸借契約後のトラブルについて、仲介業者がフォローしてくれるのであれば安心できる。

- ・外国人に部屋を貸した経験を聞きノウハウを学ぶ勉強会を業界団体で試してみようか。
- ・オーナーの中には一般媒介契約と専任契約の違いをわかっていない方がいる。専任契約にしておけば、1部屋を無断で、複数名で使ってしまうような客を避けてくれる。
- ・1棟まるごと借りてシェアハウスにするなら良いが、借りて側が部屋を勝手に造作してしまうと消防法等の点から問題があり、オーナーとトラブルになる。
- ・最初から外国人はお断りというオーナーに対しては、何らかの罰則があるのか。
- ・店舗を借りようとしたところ外国人を理由に断られた経験がある。日本の法律では罰則対象にならないことでも、差別意識の解消のためには区で入居差別を禁ずる条例できないか。
- ・宅建協会では、国籍を理由に入居拒否をすることは重大な人権侵害であることを従業員に周知徹底するよう呼びかけている。
- ・重要事項説明資料を不動産業者で多言語化するの難しい。契約は個々に内容が異なるので、共有できるものでもない。シンプルなものをつくり、公開する程度にとどまるか。
- ・国籍を理由に入居を断られるケースは、オーナーと仲介業者間が専任契約の場合である。面倒を避けるために入居者を選別している。一般媒介契約ではそういったことは起きない。

4 その他

事務局から次回の会議について説明があった。

5 閉会